



発監第10号

平成30年7月10日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 山根 弘和

琴浦町監査委員 桑本 始



隨時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

# 随时監査結果報告書

1 監査の対象 地域おこし協力隊活動事業  
琴浦まちづくりネットワークに対する補助金及び委託料  
(担当課：企画情報課)

2 監査実施日 平成30年6月25日(月)

3 監査の範囲 事業開始年度から今年度における上記委託料等の出納その他の事務

## 4 監査の方法

事業開始年度から今年度における地域おこし協力隊事業、また、琴浦まちづくりネットワークに対する補助金及び委託料に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、所管課から関係書類の提出を求め、監査当日は、監査対象課長等から説明を受けた。

## 5 監査の結果及び意見

監査の結果は、以下に記述したとおり、検討すべき事象が見られたので、今後については適切に対応されたい。

### (1) 地域おこし協力隊

総務省の地域おこし協力隊推進要綱によると、地域おこし協力隊員は、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、都市から地方に移動し、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援等の各種地域協力活動に従事する者をいい、総務省は自治体に対して財政上の支援を行い、自治体は隊員が活動を終了した後も定住・定着できるよう隊員に対する生活支援・就職支援等を同時に進めることが望ましいとされている。

琴浦町では、平成26年10月以降、6名の隊員を委嘱している(平成30年6月25日現在、終了2名、継続中4名)。隊員の活動状況は、町報のシリーズ「こうら、地域おこし協力隊活動日誌」として毎月掲載されているほか、地域おこし協力隊フェイスブックに、町のホームページからアクセスできるようになっている。隊員の活動状況を広く町民に周知するため、新たな方法も含めて、積極的なPRを図られたい。

隊員には、1人当たり400万円を上限として、隊員の活動経費について財政措置がなされている。このほか町では、地域おこし協力隊員への家賃補助や、地域おこし協力隊の起業支援補助として上限100万円を交付することとしている。隊員が活動を終了した際には、活動の成果等を広く町民に還元し、町内の地域活性化に繋げられたい。

## (2) 琴浦まちネット実践業務

平成29年度当初予算で、琴浦まちづくりネットワークが行う琴浦まちネット実践業務委託1,500千円(内訳:協働によるまちづくり助成金13事業1,300千円、まちネットまつり150千円、事務局費50千円)が計上されている。

平成29年6月12日、町とまちづくりネットワークとの契約書では、まちづくり助成金10事業1,200千円、まちネットまつり250千円(合計、事務局費は同じ)。平成30年3月29日の変更契約で493,326円の減額(合計1,006,674円)、実績報告書で、まちづくり助成金2事業144千円、まちネットまつり862,674円となっている。

本事業は、当初、まちづくり団体が行う事業への助成を中心として、まちネットまつりを併せて行うものであったのが、最終的には、まちネットまつりがメイン(合計100万円のうち86万円)の内容に変わっている。

予算成立後、状況変化等により、当初予定どおり執行できないことはあり得ることで、複数団体が関わる場合には専門である。本事業は、まちづくりネットワークへの委託の形式をとっているが、その内容は、町内まちづくり団体への助成と、まちネットまつりの支援である。

今回のように、事業の内容が当初と比べ大幅に変更となる場合は、補正予算とするのが通常であり、その暇がなければ、執行段階で、議会への適時適切な説明が必要である。

本町において、まちづくり団体の支援による地域の活性化は必要と思われる。その際、支援の対象・内容、金額、補助率、期間、活用のしやすさ等を十分検討され、活力ある地域づくりに繋げられたい。

なお、町とまちづくりネットワークの当初契約は「業務請負契約書」となっているが、事業内容からすると「業務委託契約書」が妥当である。町も委託料として支出している。今後、同種のものについては改められたい。